高松抗議集会での発言

（前号報告の続き）

荻野補佐人　数日前に浜岡原発からの使用済燃料積出しに反対する住民と行動を共にしたが、機動隊に守られて進む輸送用キャスクを目前にして考えさせられた。科学者や技術者は、ともすれば、キャスクの中の物の危険性を考えるよりも、キャスクはどのような条件まで耐えられるか、といった発想から出発するということ。そうした立場で原子力推進派は絶対安全と主張してきた。

伊方の人たちも、はじめは内田さんなど科学者の言を信じたが、どうもおかしいということに気付いてきた。科学は疑うことから出発するといわれているが、いまや科学の立場は推進側にはなく住民側にあると思う。

国側の最後のよりどころは、結局、「安全の判断基準は審査する学者の頭の中にある」ということだったが、そのことがＴＭＩ事故で打ちくだかれてしまった。

機動隊は燃料キャスクを守ったが、裁判官は住民を守る立場に立ってほしい。

香川県評事務局長　先生方のお話を聞いて伊方訴訟の意味することがよく分った。無茶なやり方に対しては、こちらも、いろいろな方法を駆使するしかない。これまでにない早さで２０万以上の県民の署名を得た「非核宣言」を背景に、伊方裁判にも取り組んでいきたい。

愛媛地評事務局長　古古米の抗議闘争を通して、核と食糧が一番重大な問題であることを改めて教えられた。伊方３号炉のかけ込み建設という厳しい情況の中で、住民と共に闘っていきたい。

高松支援の会　これまで公判ごとに、現地の人たちの受入れや傍聴券の確保などで活動してきたが、これからは、もっと多くの労働者や市民にも参加を呼びかけていきたい。

伊方・東海訴訟を支援する東京の会　東海２号炉訴訟も９月には結審の予定。先日、東海原発の現場検証があったが、制御室に「天照大神」の御札が貼ってあったのが実に印象的だったと聞いている。

関　久子さん　数年前の八幡浜四電営業所前での坐り込みで、タキ火をかこんで現地のお母さんたちと話し合ったことが忘れられない。数日前に、和歌山の日高町の漁協総会で関西電力の策謀が阻止されたことが報道されているが、その日高町でも、伊方のお母さんたちのことを話し、「女の会」が生れて大きな力となっていることをお知らせしておきたい。　（５頁右下につづく）

会計報告（84．7/7～7/31）

収入	
会　費	96,000
ニュース購読料	72,000
カンパ	17,000
コピー代金	17,000
計	202,000
支出	
ニュース印刷代	25,000
振替手数料	900
郵送料	9,900
ゼロックス・リース料	14,300
コピー料金	13,450
計	63,550
差引	138,450
積立金合計	1,653,585

伊方訴訟ニュース

第132号

1984年 8月10日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先：〒530 大阪市北区西天満４－９－15第一神明ビル
藤田法律事務所内 ☎ 06－363－2112　口座 大阪 48780

福島原発訴訟判決

「ＴＭＩ事故の主因は人為ミス」

先を越された高松高裁の苦悩（？）

福島第二原発１号炉の設置許可の不当性を訴えていた住民原告に対し、福島地裁は７月２３日、「国の原子炉設置許可は適法」との判決を下した。その筋書は、伊方１号炉の松山地裁柏木判決を踏襲したもので、原告適格を認めつつ、国が福島原発を安全と判断した合理性は、原告らの主張で覆らないと判示している。

特に注目されていたのは、スリーマイル島（ＴＭＩ）事故を裁判所がどう判断するかであったが、同判決は「ＴＭＩ事故の主因は人為ミスであり、原子炉の運転管理は安全審査以降の段階に関する問題なので、安全審査の合理性は失われない」と、ほぼ全面的に国の主張を受入れている。ただ、新聞紙上に発表されている「判決要旨」には、「ＴＭＩ事故の原因が原子炉施設の基本設計に係る事項に属さないとはいえない」とか、「ＴＭＩ事故の発生以前に審査した本件安全審査の合理性」などの文言が見られ、福島地裁がかなり苦心したあともうかがえる。

福島訴訟の結審は昨年１２月で、高松高裁の強行結審の９ケ月も後である。高松高裁が今回の判決と同様のものを書こうと思えば、当然、福島より先行したであろう。しかし高松高裁は、国側唯一の佐藤証人さえ、その法廷での証言の後に、ある論文（原告側が証拠として提出）に次のように明記していることを知っている。「ＴＭＩ事故の原因をさかのぼっていくと、多くの場合、安全確保のための基本的な考え方と論理にまで到達する」と。

さらに高松高裁は、一審以来国側が「誤操作に対してはフールプルーフ構造になっている」とか、「ＴＭＩのような事故は想定不適当」などと主張してきた事実も知っている。だから福島判決のように簡単には書けないはずである。強行結審後の１年４ケ月の空白がそれを物語っている。

福島判決に関するマスコミ報道の中には、伊方の控訴審も今回の判決の影響を受けるであろう、と指摘しているものもある。まさに先を越された高松高裁が、新聞論調にあるように、下級裁判所の判示におめおめと追随するのか、あるいは、さらに没論理の悪判決に走るのか、あるいはまた、裁判官の良心に従った判断を示すのか、いずれにしても、高松高裁の宮本裁判長ら担当裁判官たちの苦悩はさらに深まることであろう。　（Ｑ）

2号炉訴訟

原告準備書面

―「原発の廃水」は自然環境を破壊する―

目　　次

一、不安にかられて調査を始めた……2
(イ)都会に建てられない原発を押しつけられた……2
(ロ)事故時の避難について方針がない……2
(ハ)漁場の破壊につい無審査……3
(ニ)独自に調査せざるを得なかった……3
二、私達の調査は海の放射能汚染を発見した……3
(イ)潮の流れが速く薄まっていると思ったのにすでに海底土が汚染されている……3
(ロ)わずか二地点の調査でコバルト60を発見……3
(ハ)もっと汚染が拡がっている可能性がある……4
三、アラメの生態に異常を発見 ―「温排水」による被害……4
(イ)アラメが被害をうけている……4
(ロ)二号炉が稼動すれば被害の回復は不可能……4
四、魚は何故大量に死んだのか？
(イ)原発周辺で大量死……4
(ロ)原発廃水には、種々の毒物が混入している……4
五、温排水、実は海を汚す元凶である……5
六、右にかかる資料と釈明を求める事項……5

〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃

一、不安にかられて調査を始めた。

(イ)都会に建てられない原発を押しつけられた。

私達の住んでいる所は、工場もなければ、電力を多量に必要とする施設もない。なぜ国はそのような地域に原発を建て、もっとも電力を必要とする都会（工場地帯、人口密集地）に建てないのか。重大事故が起った場合、少数の人間なればモルモットにしてもよい、と言う考え方で伊方に本件伊方二号炉をもってきたのであるか。私達はどうしても理解できないのである。

(ロ)事故時の避難について方針がない。

伊方原発で事故が起こったら周辺の住民（漁民）はどうなるのか。私達の場合は海へ毎日出て、操業している。

海の上で事故にあったら、被告は、私達にどのようにして、事故の発生を知らせるのか。

たとえば船上では、エンジンの音がたかく普通の声では聞こえない。又夜間操業する時、あるいは海中での操業時、どのような方法で私達に事故の内容を知らせるとともに避難させる事が出来るか。何一つ具体的な方法が今だに示されていないのである。

(ハ)漁場の破壊について無審査

原発が出来て、私達はどれだけ精神的、肉体的被害を受けたことでしょうか。沿岸漁場がいつだめになるのか、魚貝類が消費者にそっぽをむかれるのではないか等、本当に気の休まる時がない。私達、漁業によって生活を支えなければならないものにとって、本件伊方二号炉との共存はとても不可能である。

被告国側は、埋め立てによる漁場破壊ならびに、温排水による環境破壊を、現在までに審査したであろうか。またその対策をたてたであろうか。

(ニ)独自に調査せざるを得なかった

私達原告住民は、これまでに幾度となく、温排水については、安全審査の対象にならないのは違法であると準備書面でも主張し続けた。

ところが、伊方一号炉の裁判においても、本件伊方二号炉においても、被告国側は、私達原告住民の異義申立に対する温排水の影響の無視について、昭和五十三年三月十日付の決定書で、

(1)温排水による熱的影響は原子炉施設特有の問題ではないので、法律上本件許可処分に際しての審査事項とはなっていない。本件伊方二号炉から放出される温排水による熱的影響については、別途、水質汚濁防止法にいう水質の汚濁として、電気事業法上の許可等に際して審査されることとなっているのである。

(2)原子力発電所においては、温排水は液体廃棄物の希釈排水として利用されるので、放水口においては微量の放射性物質が混入していることがあるが、本件伊方二号炉の安全審査においては、放射性物質の放出による影響について十分な評価を行い、安全上問題はないことを確認しているところである。

と主張している。出来てしまえばあとは野となれ山となれ、どうなってもいいというでたらめぶりである。温排水がどんなに海を汚しても、全く関知せずでは、この豊かな自然（海、山）の中で、生活してきた私達住民にとって、納得出来るものではない。それならば、自分たちの手で、環境汚染調査をやってみようという事になり、各方面の先生方の協力を得、昭和五十三年より定期的に、海藻の生態、海底土の放射能汚染などを主に、調査研究を続けている（甲八号証ノ一、「技術と人間」）。

二、私達の調査は海の放射能汚染を発見した

(イ)潮の流れが速く、薄まっていると思ったのにすでに海底土が汚染されている。

放水口付近では、潮の流れが早く放射能が薄められてしまい、コバルト60が検出できる程に蓄積する可能性は低いと考えていたにもかかわらず、拡散されているはずのコバルト60が海底土砂から検出される程になっていた。

(ロ)わずか二地点の調査でコバルト60を発見

海底土砂の採取地点は（甲八号証ノ一、ページ三十八より四十五）（甲八号証ノ二）放水口東側約一、〇〇〇メートル沖合四〇〇メートルの所と、取水口西側約四十五メートル沖合約百五十メートルのわずか二地点を調査しただけでもコバルト60が発見されたのである。

(イ)もっと汚染が拡がっている可能性がある

この調査で一番注目しなければならない点は、伊方発電所での公表されているデータを見る限り、海への放射能放出は、日本でも一、二を争う程少ないが、現実には、潮の流れが速いにもかかわらず、わずか二地点の調査だけの中でもコバルト60が検出されたという事で、別の地点では、もっと強い放射能汚染が存する可能性がある。

三、アラメの生態に異常を発見 ―「温排水」による被害

(イ)アラメが被害を受けている

アラメ（標準和名クロメ）、通称アラメと呼んでいる（以下アラメと呼ぶ）一メートルから十五メートルの深さにかけて岩礁地帯で大きな群落をつくっている海藻で、魚貝類の産卵場所であり、幼魚稚魚のすみかや穏れ家になり、アワビやサザエなどの春から夏にかけてのえさになり、磯魚の生活場所となり、特に沿岸漁業上重要なものである。

一九八二年五月迄アラメに対する温排水の影響調査を行なった結果、（証、一九八三年三月発行、「技術と人間」ページ三十一から三十七まで）掲載しているような結果が出た。アラメは冬及び春から初夏にかけて増大、増加してその後減少しているという、年間の周期をもって変化しているものであるが、冬から初夏にかけて成長しているはずのアラメが、ほとんど成長していない時がある。すなわち、原発の停止中は成長している場合がほとんどであるが、運転中は減少している場合が多くなっている。

このことはあきらかに、温排水がアラメの成長を阻害したり、先端部の流失時期を早めたりしている。

(ロ)二号炉が稼動すれば被害の回復は不可能

現在のところは、まださいわいな事に、アラメがはえているところでは、アラメ自身の回復出来る範囲の流失にとどまっているので、それ程見た感じからは減少していないように見えるかも知れない。

しかし今後、二号炉の運転により温排水の量が増えた場合には、アラメの回復能力がなくなり、藻場の消失がおこり、やがてそれは海全体の破局につながり、私達住民が生命の危機にさらされるのではないでしょうか？

四、魚は何故大量に死んだのか？

(イ)原発周辺で大量死

昭和五十六年、及び五十八年と二度にわたり、伊方原発周辺で、伊方原発が出来るまでは一度も起こらなかった、魚の大量死が起きた（甲八号証ノ三、甲八号証ノ四、甲八号証の五、甲八号証ノ六、甲八号証ノ七）。これらの現象は、伊方原発を中心として、東は喜多郡長浜町から、西は三崎町二名津に至る広範囲なものであった。この大量死について愛媛県が依頼した学者グループは、直接の死因は連鎖球菌であるといっているが、その原因はいまだにわからないのである。

私達は、この魚の大量死については、伊方原発が原因と信じているが、伊方原発に原因がないと断言できるものがあるだろうか。

このことからみても、本件伊方二号炉の安全審査が、いかに杜撰（ズサン）なものであるか。原告住民の安全を無視したものと断言するものである。

(ロ)原発排水には積々の毒物が混入している

温排水といわれる原発廃水のほかには、付着生物防除のための塩素ほか、金属腐食防止剤等毒性を有する化学的物質が注入されるし、液体放射性廃棄物も混入される。また復水器冷却系中の銅合金から溶出する銅イオンも、致死的な毒性を有する汚染物質として温排水中に含まれているという。にもかかわらず、さきの魚の大量死について、こうした毒物を対象として、徹底的な調査をしたのであろうか。

もしこれらの原発廃水を安全審査の対象として、厳重な審査を行っていれば、あのような不幸な大量死は起らないはずであり、この海域で生活する原告住民にとって絶対容認することはできないことである。

五、温排水、実は海を汚す元凶である

原発から放出される温排水を利用しハマチ養殖を試みる等、被害をとなえているどころか、漁業振興に役立てている如く宣伝されている。

又、被告国側においても、温排水については、水質汚濁防止法のみ対象として、安全審査さえ行なっていないのである。

ところで、俗に温排水といって格別問題にしていない原発廃水には、放射能、熱、およびさきにのべた化学物質が三位一体、不可分に大量放出されているのである。しかしながら、三位一体不可分のものを、温排水は水質汚濁防止法、温排水中の放射能は原子炉規制法、化学物質については他の法で規制する等、文言では区別できても、果して実態として区別できるものであろうか。絶対にできないはずであり、あえて区別するのは、原告住民を欺瞞する行為と言わざるをえないのである。

私達原告住民の調査結果からみて、平常時においてさえ、甲八号証のように被害が明らかとなり、しかも拡がりつつあることを考えるとき、原子炉規制法第二十四条一の四項に反することは明らかであり、本件伊方二号炉の設置許可は取り消さなければならない。

六、右にかかる資料と釈明を求める事項

(一)全国的にみても、現在までの原発が立地されている地域は過疎地であり、また電力を必要としない場所である。なぜ電力需要地域（工場地帯、人口密集地帯）に建設しないのか。

(二)事故時において、避難方法は。

(三)温排水の影響に関する審査結果が仮りにあるなら提出せよ。

(四)温排水による潮流への影響はどうか？

(五)私達の調査で発見したコバルト60についてどう思うか。

(六)私達のアラメ調査におけるアラメの生態異常発見についてどう思うか。

(七)私達は調査時において放水口付近を潜水するが、その時大量の貝類の堆積を見るが、これは何が原因でこうなったか。

(八)(六)における生態異常のアラメは漁貝類にどのような影響をおよぼすか。

(九)魚の大量死の原因は、連鎖球菌説と原発廃水説があるがどう思うか。

(十)原発廃水に含まれる化学物質をすべて明らかにせよ。

（おことわり：2号炉第20回公判での彼我のやりとりの模様をおしらせする予定でしたが、紙面の都合で次号に延期します。）

（6頁からつづく）

妹尾源市さん　大阪の支援グループから参加した一市民だが、始めは、裁判ではダメで爆弾ででも原発をやっつけないと、などと思っていたが、法廷での理路整然とした論争の重要性を理解するようになった。これからも支援に努力したい。